

別表1 主として取り扱う食品

分類	主として取り扱う食品等
自動販売機	飲料自動販売機
	食品自動販売機
農産食品	米穀
	麦類
	雑穀
	豆類(種子用及び未成熟のものを除く。)
	粉類(雑粉、豆粉、いも粉等を含む。)
	でん粉
	野菜
	果実
	その他の農産食品
畜産食品	生鮮肉類 (冷蔵又は冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く。)
	乳
	食用鳥卵
	はちみつ
	その他の畜産食品(加工製品を除く。)
水産食品	魚類
	貝類
	水産動物類(魚類、貝類及び海産ほ乳類を除く。)
	海産ほ乳動物類
	海藻類
農産加工食品	野菜加工品
	果実加工品
	茶、コーヒー及びココアの調製品
	香辛料
	めん・パン類
	穀類加工品
	菓子類
	豆類の調製品
	その他の農産加工食品
畜産加工食品	肉製品
	酪農製品
	加工卵製品
	その他の畜産加工食品
その他の食料品	調味料及びスープ
	食用油脂
	調理食品
	他に分類されない食料品
飲料、水	アルコールを含まない飲料
	アルコールを含む飲料(医薬用を除く。)
	水
添加物	添加物
器具	合成樹脂製の器具
容器包装	合成樹脂製の容器包装

別表2 営業の形態(届出営業)

営業の形態		
1	魚介類販売業(包装のみ)	
2	食肉販売業(包装のみ)	
3	乳類販売業	
4	冰雪販売業	
5	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	
6	弁当販売業	
7	野菜果物販売業	
8	米穀類販売業	
9	通信販売・訪問販売による販売業	
10	コンビニエンスストア	
11	百貨店、総合スーパー	
12	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	
13	その他の食料・飲料販売業	菓子(パンを含む)販売業
		添加物販売業
		その他(食品販売業)
14	添加物製造業(食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	
15	いわゆる健康食品の製造・加工業	
16	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	
17	農産保存食料品製造・加工業	
18	調味料等製造業	
19	糖類製造・加工業	
20	精穀・製粉業	
21	製茶業	
22	海藻製造・加工業	
23	卵選別包装業	
24	その他の食料品製造・加工業	こんにゃく・ところてん製造業
		製菓材料等製造業
		粉末食品製造業
		こうじ製造業及びこうじ加工業
		もち製造業
		食品小分け包装業
		干しいも加工業
		野菜加工業
その他(食品製造業)		
25	行商	
26	集団給食施設	学校
		病院・診療所
		事業所
		その他(老保、老福、児童、社福、寄宿)
	その他	
27	器具・容器包装・おもちゃ製造業又は販売業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	
28	非営業の露店、仮設店舗等	
29	その他	冰雪採取業
		食品等輸入車
		こども食堂
		倉庫業
		その他